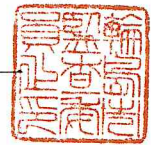


輪島市監査公表第20号

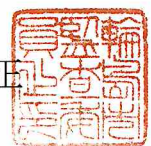
令和3年3月3日付発監査第312号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月26日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





発 環 第 2 3 5 号

令 和 3 年 3 月 1 2 日

輪島市監査委員 高 森 宝 一 様

輪島市監査委員 大 宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

令和2年10月28日

監査の結果	措置の内容	措置状況
ア 霊柩車使用料の収入未済額が当年度においても発生しているが、当年度の収入未済額の発生防止に努めるなど、滞納繰越額の縮減に取り組んでいただきたい。	当年度収入未済分については、定期的に収納状況を確認し、未納者に対しては積極的に催告を行い、収入未済額の発生防止に努めてまいります。 また、滞納繰越分については、引き続き関連部署との連絡調整を図りながら滞納者に対し積極的に催告を行い、滞納額の縮減に努めてまいります。	措置方針等